

り災証明書の申請・記入要領

■ 「り災証明書」を申請される前に

- ☆ 「り災証明書」は、消防職員が災害現場を確認、調査していないと発行できません。
- ☆ 燃えた状況や燃えた物又は損壊等の被害の事実が確認できない場合は、証明書を発行できない場合があります。
- ☆ 「り災証明書」を申請するときには、「証明手数料」が1通につき「300 円」が必要です。
- ☆ 「り災証明願」は、各消防署及び各出張所に置いてあります。
また、備北地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。

■ 消防署・出張所に出向き申請及び受け取りを希望される場合

- ☆ 「り災証明願」の受付は、平日の 17 時以降や土日及び祝日も行っています。
ただし、「証明書」の発行は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までです。
- ☆ 「り災証明書」の申請ができるのは、「り災物件」の所有者、管理者、占有者及びり災者の同居家族、血族の 2 親等以内の人です。
- ☆ やむを得ない理由で申請者以外の人が申請に来られる場合は、委任状を提出してください。
ただし、申請に来られた人が申請者の同居家族、血族の 2 親等以内の人、法人の従業員にあつては、提出する必要はありません。
- ☆ 証明願の内容について確認させていただく場合がありますので、「電話番号（携帯電話番号でも可）」は必ず記入してください。
- ☆ 郵送による「証明書」の交付を希望される方は、「り災証明願」提出時に、84 円の郵便切手を貼付した宛先記名の封筒を提出してください。
- ☆ この申請をする場合、窓口に来られた人が本人であることを確認する必要があるときは、運転免許証又は身分証明書等の提示を求める場合があります。

■ 郵送により申請及び受け取りを希望される場合

- ☆ 「り災証明願」の郵送による申請は、「り災物件」の所有者、管理者又は占有者及びり災者の同居家族、血族の 2 親等以内の人で本人が確認できる次のもの及び 84 円の郵便切手を貼付した宛先記名の封筒と、「証明手数料」を現金書留に同封し提出するか、「証明手数料」を定額小為替で同封し提出してください。
 - ※ 運転免許証のコピー、健康保険証のコピー、住民票、印鑑登録証明書等本人が確認できるもの。
 - ※ 「証明手数料」がいない場合がありますので、郵送前に必ずり災場所を管轄する消防署・出張所にお問い合わせください。
- ☆ 郵送による申請の場合は、本人確認を行いますので連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。確認できない場合は、発行できません。

■ 記入要領

☆ 「申請者」欄は、申請される方の住所、氏名を記入してください。

※ り災物件の所有者等が法人である場合は、法人名と代表者の方の職、氏名を記入してください。

（記入例：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇）

☆ 「出火日時」は、火災のあった年月日、日時をわかっている範囲で記入してください。

☆ 「り災場所」は、火災のあった場所の登記簿に記載されている番地を記入してください。

※ 公道上での火災などは、火災現場付近の町名、道路名及び付近にある建物名称などを記入してください。

（記載例：〇〇町 国道〇〇号 〇〇宅前 道路上）

☆ 「り災状況」は、り災した物件についてわかる範囲で記載してください。

（記載例1：木造，瓦葺，2階建，延面積〇〇㎡の住宅を焼損）

（記載例2：木造，瓦葺，2階建，延面積〇〇㎡の住宅のうち2階の一部〇〇㎡を焼損）

（記載例3：家具，電気製品等内容物を焼損並びに水破損）

（記載例4：普通乗用車（日産〇〇〇 登録番号 広島〇〇 〇 〇〇〇〇）を焼損）

（記載例5：屋外の工作物（〇〇〇〇）を焼損）

☆ 「出火日時」，「り災場所」，「り災状況」欄の記入については，「り災証明書」の記載内容と整合させるため，り災場所を管轄する消防署・出張所にお問い合わせください。

☆ 「り災証明書提出先」が複数ある場合にも，提出先全てを記載してください。